

命 令 書

中労委昭和56年（不再）
第30号事件再審査申立人 関西単一労働組合
中労委昭和56年（不再）
第31号事件再審査被申立人

中労委昭和56年（不再）
第30号事件再審査被申立人 黒川乳業株式会社
中労委昭和56年（不再）
第31号事件再審査申立人

主 文

本件各審査申立てを棄却する。

理 由

第1 当委員会の認定した事実

1 当事者等

- (1) 中労委昭和56年（不再）第30号事件再審査被申立人、中労委昭和56年（不再）第31号事件再審査申立人黒川乳業株式会社（以下「会社」という。）は、肩書地に本社及び営業所を、豊中市に工場及び営業所を、堺、神戸、門真の各市に営業所を置き、牛乳類の製造、販売を営む会社であり、その従業員は本件初審問終結時約155人である。
- (2) 中労委昭和56年（不再）第30号事件再審査申立人、中労委昭和56年（不再）第31号事件再審査被申立人関西単一労働組合（以下「組合」という。）は、関西地方の労働者約120人で組織する労働組合であり、会社にはその下部組織である黒川乳業分会（以下（分会という。）があり、分会員は本件初審問終結時8人である。
- (3) 会社には、分会のほか、総評全国一般大阪地方本部黒川乳業労働組合（以下「別組合」という。）があり、その組合員は本件初審問終結時86人である。

2 本件に至る労使関係

- (1) 昭和52年3月31日、会社は倒産の危機にあるとして、組合及び組合員に、労働条件の引下げ等を内容とする会社再建案を提示した。
- (2) 同年8月、別組合は、週休二日制の廃止等について会社と妥結した。しかし、組合は、これを拒否して従来の労働条件による就労を続けた。
この結果、会社では、9月1日以降、組合は週休二日制、別組合は週休一日制とする二本立ての労働条件による就労が行われている。
- (3) 同年11月19日、団体交渉の席上、分会員A1（以下「A1」という。）は、会社の労務顧問B1（以下「B1顧問」という。）が組合の方針を批判する趣旨の発言を行ったのに対し、「黙っている。」と発言した。また、その際に発言した組合の執行委員A2（以下

「A 2」という。なお、同人は、会社の従業員ではない。)について、B 1 顧問が氏名を明らかにすることを要求したが、組合は、分会結成以来A 2は団体交渉に出席しており会社側が知らないはずがないと反論し、氏名を明らかにしなかった。

会社は、組合が上記A 1 発言の謝罪及び団体交渉出席者の氏名の明示要求に応じないこと並びにその後、組合が会社を窃盗犯呼ばわりしたこと等について会社の謝罪要求に応じないことを理由に、昭和52年11月19日を最後に昭和55年2月7日に団体交渉を行うまでの間、組合との団体交渉を一切拒否した。この間、会社は、組合が要求した賃上げ、一時金等についての回答を行わず、賃上げの実施、一時金の支給を行わなかった。

- (4) 組合は、上記(3)の会社の団体交渉拒否等について大阪府地方労働委員会に不当労働行為救済申立て(大阪地労委昭和52年(不)第105号)を行い、同委員会は、昭和54年12月27日、会社の団体交渉拒否について組合の申立てを認容する命令を発した。

会社は、これを不服として当委員会に再審査申立て(昭和55年(不再)第5号)を行ったが、当委員会は、昭和57年12月1日付けで会社の団体交渉拒否について初審命令を支持し、再審査申立てを棄却する命令を発した。

会社は、これを不服として行政訴訟を提起し、現在、東京地方裁判所に昭和58年(行ウ)第32号事件として係属中である。

3 昭和54年10月20日の事件について

- (1) 昭和54年9月6日、組合の会社に対する闘争支援のため、組合を含む14団体により黒川乳業闘争支援共闘会議(以下「共闘会議」という。)が結成された。

- (2) 同年9月26日及び10月9日、組合は、豊中工場においてストライキを行った。

また、組合及び共闘会議は、10月4日及び同月9日、B 1 顧問及び会社の専務取締役B 2(以下「B 2 専務」という。)の自宅周辺において、10月14日にはB 1 顧問の自宅周辺において、会社が行っている団体交渉拒否等についてビラ配布、シュプレヒコール、拡声器による宣伝等の抗議行動を行った。この行動には、分会からは、分会長A 3(以下「A 3 分会長」という。)、A 1 及びA 4(以下「A 4」という。)が参加した。

なお、組合及び共闘会議は、B 1 顧問の自宅周辺における抗議行動の際、「労務ゴロB 1」、「労働者の生き血を吸う」、「人の皮をかぶったケダモノ」等の発言を行った。また、拡声器の使用などについて、付近住民から苦情が出たことがあった。

- (3) 同年10月20日午後5時20分ごろ、B 1 顧問、B 2 専務、工場長B 3(以下「B 3 工場長」という。)、常務取締役B 4(以下「B 4 常務」という。)、総務部長B 5(以下「B 5 部長」という。)、大阪営業所長B 6(以下「B 6 所長」という。)ら会社職制12、3名を含む20名ほどが、会社外にある組合事務所に出向いた。20名ほどの中には、B 1 顧問の息子二人(学生)とその友人が含まれていた。

なお、会社は、10月15日ごろの役員会において、組合が行った自宅抗議行動について話し合い、その後、B 1 顧問を含む役員会のメンバーで組合事務所へ行くことを決定した。そして、B 5 部長らは、組合事務所へ行くに先立ち、会社職制に対して当該行動への参加を呼びかけた。

会社職制らが組合事務所に出向いたとき、組合事務所には、A 2 だけが在室していた。B 1 顧問らは、「ごめん。」などと言いながら組合事務所に入り、「A 5 を出せ。」「A 3 を出せ。」と組合の執行委員長A 5(以下「A 5 委員長」という。)やA 3 分会長の所在を

A 2に尋ね、これに対してA 2は、「帰れ、不法侵入である。警察を呼ぶ。」などと答えた。

B 1顧問、B 2専務ら会社職制は、組合はA 1発言を謝罪せよ、B 1顧問及びB 2専務への自宅への抗議行動を中止せよ、など口々に発言し、また、A 2も、団体交渉を開け、などと応酬した。

しかし、B 1顧問、B 2専務及びB 3工場長は持参したハンドマイク 3台を使って発言しており、また、B 1顧問は、組合及び共闘会議が行った抗議行動の際に録音したテープをハンドマイクを使って再生したりしたため、狭い組合事務所は騒然として言葉が聞きとれないほどの状態になった。また、B 2専務は、A 2の耳元でハンドマイクを使ってどなったりした。

このような中で、B 1顧問は、机の上に、ハトロン紙で包装され、その上に見本が一枚貼付されたビラの包み(1,000枚)があるのを見付けた。このビラは、組合及び共闘会議作成のもので、『『人権とくらしを守る会』の看板をかかげるB 1・B 7・B 8ら労務ゴロを社会的に追放せよ!』との見出しで、B 1顧問の顔写真、住所も記載されていた。

B 1顧問は、「これは何だ。」などと言いながら、ビラの包みを持ち去ろうとしたため、それを阻止しようとするA 2と、机をはさんで奪い合いになった。そこに、B 1顧問の長男が加勢し、ビラの包みを持って、外へ逃げ出した。このため、A 2が「ビラ泥棒して帰るのか。」と言ったところ、B 1顧問は、「これは俺の悪口を書いてあるビラだ。修正を要求するから預って帰る。」と言って、午後6時前、全員が組合事務所から引き揚げた。

(4) その足で、B 1顧問は、A 3分会長の自宅へ出向いたが、A 3分会長が不在であったため、組合事務所から持ち去ったビラのうち1枚を下駄箱に入れて帰った。

(5) 同日、「全国一般の者や。」と10名ほどの男が、A 5委員長の自宅を訪れ、A 5委員長の夫人に「A 5を出せ、ふざけやがって。」などと言ったが、同委員長が不在であったため、男たちは引き揚げた。

(6) 同日夜、A 1は、自宅の郵便受けの中に、「A 1よ、全国一般の者や、余りなめたまねスルト家にも帰れなくなるよ、近内に又来るからマツトレヨ、ワカッタか。」と書かれた紙片が入っているのを見付けた。

(7) 同年10月22日、組合は、ビラを持ち去った件についてB 1顧問らを淀川警察署に告訴した。

同月26日、会社は、組合事務所から持ち去ったビラを淀川警察署からの求めにより、同署に提出した。ビラは、翌年、大阪地方検察庁から押収証拠品として組合に返還された。

後日、B 1顧問は、この件で窃盗罪と認定されたが起訴猶予処分となった。

4 B 9夫人の手紙について

B 1顧問の夫人であるB 9(以下「B 9夫人」という。)は、昭和54年10月19日付けで、A 4の本籍地(鹿児島県)に在住の、同人の両親に手紙を出した。

その手紙には、次のような趣旨の記載があった。

イ 私たち家族は、A 4を含む組合によって、主人の仕事のことでいやがらせや脅しを受けた。

- ロ 組合は、賃上げ及び手当等について、要求が通らないとして、腹いせのために、家族に言葉の暴力を浴びせた。
- ハ 悪口雑言、個人攻撃、名誉き損も甚だしく、近所にも迷惑をかけている。
- ニ A 4の思想が根本から間違っている。
- ホ 会社が倒産しようと思ったことではなく、自分らの生活安定が第一義であるというのがA 4の属している組合の主張である。
- ヘ 組合は、全従業員160名中9名だけである。
- ト A 4は、社長に向かって「お前」呼ばわりは常のこと、机の上にあぐらをかき、机を叩いて上司にくってかかる。
- チ 浅間山麓での赤軍派のことを思い出す。
- リ 何らかの返事を待つ。

なお、A 4は、自分の本籍地を会社にしか知らせていなかった。また、会社が印刷して従業員に配布した社員住所録には、本籍地の記載はなかった。

5 昭和54年10月24日以降の事件について

- (1) 昭和54年10月24日早朝、組合は、本社と豊中工場で、会社による組合事務所押入りとビラ強盗を弾劾するという趣旨のビラを会社従業員に配布した。
- (2) 同日9時30分ごろ、豊中工場において就労中であったA 3分会長は、工場内を歩いていたB 1顧問を見付け、10月20日に会社が行った組合事務所における行為について抗議した。その後、B 1顧問とA 3分会長は、同工場内にある応接室に行き、同工場製造第一課長B 10同席のうえで話をした。席上、B 1顧問は、席上、B 1顧問は、組合事務所から持ち去ったビラのコピーと同日組合が配布したビラをA 3分会長に示して、顔写真の掲載、労務ゴロなどの発現は、名誉き損になるので修正ないし撤回について、A 5委員長と検討するように要求した。これに対して、A 3分会長は、事実を書いたものであるから撤回には応じられない旨述べて、これを断った。
- (3) 同年10月25日、B 1顧問は、A 3分会長に電話をかけ、A 5委員長と検討したかどうか聞いた。これに対して、A 3分会長は、応じられない旨答えた。
- (4) 同年11月3日早朝、組合は、10月20日の会社の行為等に抗議してストライキを行い、分会員のいない神戸営業所でピケットを張り、従業員の入構を阻止した。このため、神戸営業所には誰も入ることができず、業務は行われなかった。そのスト通告書は、午前7時30分ごろ、神戸営業所の所長代行であり別組合員でもある係長B 11に手渡され、同係長からの連絡で、B 2専務、B 5部長らは、午前9時ごろ、同営業所にかけてきた。B 2専務らは、組合員を押しつけて営業所内に入り、その日の配達業務を遅れながらも完了させた。

午前10時ごろ、組合は、神戸営業所を去って門真営業所へ行き、同営業所でビラを配布した後、別組合の上部団体である総評全国一般大阪地方本部（以下「全国一般大阪地本」という。）の副委員C 1（以下「C 1」という。）の自宅周辺において、10月20日のA 5委員長宅訪問について、抗議のビラを配布した。

- (5) 同年11月5日正午ごろ、B 5部長は、A 1に対して、その日が回答指定日であった冬期一時金についての回答を延期すること及び11月3日のストライキは通告の方法などに問題がある旨述べ、また、「専務が、組合員に腹を殴られて痛いと言っている。今まで紳

士的にやってきたけど考え直さないかな。」などと言った。

- (6) 同日午後2時ごろ、A1から連絡を受けたA3分会長は、B5部長に豊中工場から電話で抗議した。その抗議が20分ほどに及んだとき、B5部長はA3分会長に、勤務時間中のはずだが課長の許可をもらって電話をしているのか、賃金カットの問題が出てくるのではないか、などと述べた。

この日までに、組合員が就業時間中に会社に抗議、申入れ等で10分程度の電話をかけることはあったが、それに対して会社が、賃金をカットしたことはなかった。

なお、会社は、この件でA3分会長の賃金カットは行わなかった。

- (7) 同日4時ごろ、全国一般大阪地本のC1、執行委員長C2（以下「C2」という。）ら8名（以下「C1ら」という。）が、会社の本社を訪れた。

C1らは、営業本部室において、B4常務に、組合が行ったビラ配布等について組合員と話し合いたい旨述べた。その後、C1らは、本社と同一社屋にある大阪営業所へ行き、A1及びA4の胸ぐらをつかんだりして、抵抗する二人を実力で外に連れだそうとした。本社の会計室にいた分会員A6（以下「A6」という。）は、これに気付き二人の助けに入ったが、A4及びA6は引き倒されたりした。このとき、A6が近くにいたB6所長に「警察を呼んでくれ。」と言ったところ、同所長は、「業務外だから外でやってください。」と言った。

その後、C1らが応接室を貸すように依頼したため、B4常務は、営業本部室の使用を認めた。C1らは、A4ら3名を営業本部室に連れて行き、そこで、11月3日のC1宅周辺での組合の行動について謝罪文を書かせた。この間、B4常務、B5部長及びB1顧問は、大阪営業所及び会計室から、この様子を見ていた。

C1らは、午後4時30分ごろ会社から引き揚げた。A4ら3名は、就業時間終了後、病院へ行き、それぞれ全治1週間ないし10日間の診断書の交付を受けた。

翌6日、組合は、前日の暴行事件について天満警察署に被害届を出した。

後日、C1は、この件で傷害罪として略式命令により罰金刑を受けた。

- (8) 同年11月6日、組合は、前日の会社内における暴行事件に抗議するため、A3分会長A1、A4、A6及びA7の指名ストライキを行った。

この通告書は、6日午前零時ごろ、電報で社長の自宅に届けられた。

- (9) 同年11月7日、A5委員長は、B5部長に電話で、11月5日の全国一般大阪地本らのC1らによるテロ、リンチのため、A4、A1及びA6の分会員3名がけがをしたので病気欠勤届をしておく旨伝えたと、B5部長は、11月5日にテロ、リンチが行われたという事実はなく、病気欠勤として取り扱うかどうか検討する旨答えた。

組合と会社との間には、病気欠勤は、三日までは届出のみで、それ以上は診断書を出すことにより有給扱いとする旨の協定があった。

結局、A4ら3名は、11月7日8日及び9日の三日間欠勤し、「11月5日の全国一般大阪地本C1、C2ら8名のテロ、リンチによる負傷のため」という理由を書いた病気欠勤届を診断書とともに提出した。

同月30日、会社は、組合に対して、通告書を手渡すとともに、A4ら3名につき、病気欠勤の三日分と通院のための時間分の賃金をいったん給料より控除したうえ別途支給するという方法で支給した。

なお、この通告書には、「3名の届出理由にあるような、テロ、リンチによる負傷という事実は全くなく、その理由を認めることはできない。ただ上記3名が、何時、どこで負傷したかは全く不明であるが、医師の診断書については信用せざるを得ないので、その賃金は控除しない。また、上記3名が虚偽の届け出による欠勤と判明した時は、上記賃金の返済を求めると同時に、就業規則による懲戒処分を行うことを付加する。」との記載があった。

第2 当委員会の判断

会社は、会社職制らが組合事務所へ出向き、ビラを持ち去ったこと及びB 9夫人がA 4の親元に手紙を出したことは不当労働行為であるとした初審判断を不服として、再審査を申立てている。

他方、組合は、C 1らが組合員に暴力行為を行ったこと、このため負傷した組合員の病欠欠勤届に対して会社が慣行に反する取扱いをしたこと、B 1顧問らがビラまきを阻止するためA 3分会長を脅迫したこと、B 5部長が、11月3日のストライキによる欠勤を「無断欠勤扱いとする」と発言したこと等は不当労働行為に当たらないとした初審判断を不服として、再審査を申立てている。

よって、各再審査申立てについて、それぞれの主張にそって、以下順次判断する。

1 10月20日の事件について

(1) 会社職制らが組合事務所へ押しかけビラを持ち去った行為について

会社は、会社職制らが組合事務所へ行ったのは、B 1顧問らの自宅周辺での組合の抗議行動に抗議し、その中止を求めるとともに、団体交渉の促進を要請するためであり、その際にB 1顧問らが組合のビラを持ち去ったのは、ビラの内容が同人の名誉をき損するものであったので、組合にビラの修正を求めためであり、いずれも不当労働行為に当たらない、と主張する。

B 2専務ら会社職制が組合事務所へ出向いた目的が、組合の抗議行動に抗議し、その中止を要請することにあつたとしても、前記第1の3の(3)認定のとおり、職制多数を含む20名ほどのものがハンドマイクを用意して組合事務所へ押しかけ、組合事務所の中で、一人しかいない組合員に向かってハンドマイクを使ってどなったりしたことからみて、これら会社の行為は、常軌を逸しており組合に対する抗議や要請行為としても行き過ぎといわざるをえない。

また、B 1顧問らが組合事務所から組合のビラを奪い取り、持ち去ったことは、ビラの修正を要求するためのものであつても、これを正当視することはできない。

してみると、会社職制らが組合事務所に押しかけ、B 1顧問らが組合のビラを持ち去った行為は、組合の抗議行動に対する抗議や中止要請の域を超えるものであり、組合を威嚇し、組合活動を抑圧するものであつて、これを不当労働行為であるとした初審判断は相当である。

なお、会社は、B 1顧問らがビラを持ち去ったのは、同人らの個人的な行為であるとも主張するが、B 1顧問らが組合事務所へ行くことは、事前に会社の役員会のメンバーで決定され、B 2専務ら多数の会社職制が参加している中で、B 1顧問らがビラを持ち去ったものであり、さらにB 1顧問が労務顧問として組合対策にあたってきた立場にあることを考えれば、B 1顧問らの個人的な行為とはいえ、会社に帰責させるべき行為

であると認めるのが相当である。

また、組合は、上記の問答中に、会社側はA 2にカッターを投げつけ、いすを振り上げ、A 2を暴力的に威圧するなどして、支配介入行為を行ったと主張するが、その事実を認めるに足る疎明はなく、組合の主張は採用できない。

(2) B 1顧問がA 3分会長の自宅へ出向いたことについて

組合は、B 1顧問ら10名が組合事務所を攻撃した足でA 3分会長の自宅へ行き、組合から奪ったビラを置いて帰ったとして、このことは、会社がA 3分会長を暴力的に痛めつけ、組合活動を破壊しようとしたものであり、不当労働行為であると、主張する。

たしかに、B 1顧問が、前記1の3の(4)認定のとおり、組合事務所へ出向いた足でA 3分会長の自宅へ出向き、組合から奪い取ったビラの1枚を置いてきた事実は認められる。しかし、このことから直ちにB 1顧問の行為がA 3分会長を暴力的に痛めつけ組合活動を破壊しようとしたものであると認めることはできず、この点についての組合の主張は採用できない。

(3) A 5委員長及びA 1の自宅における脅迫的言動について

組合は、C 1らが10月20日、A 5委員長やA 1の自宅に押しかけ、家人を脅迫したことは、会社がC 1らと共謀して行ったものであり、組合事務所攻撃と一連の行為をなすものであり、会社による組合破壊をねらいとした不当労働行為であると、主張する。

しかし、前記第1の3の(5)及び(6)認定のとおり、10月20日、何者かがA 5委員長の自宅へ押しかけたこと及びA 1の自宅に紙片が入れられたことは認められるものの、会社がC 1らと共謀して行わせたものと認めるに足る疎明はなく、組合の主張は採用できない。

2 B 9夫人の手紙について

会社は、B 9夫人がA 4の親元に手紙を出したのは、組合がB 1顧問の自宅周辺で個人攻撃をしたことに対して家族として反応したものであって、B 1顧問は夫人にA 4の本籍地を教えておらず、夫人が手紙を出したことは知らなかったものであり、会社の不当労働行為には当たらない、と主張する。

組合は、前記第1の3の(2)認定のとおり、B 9夫人がA 4の親元に手紙を出す前に、3回にわたりB 1顧問の自宅周辺で抗議行動を行い、「労働者の生き血を吸う」、「人の皮をかぶったケダモノ」などと拡声器で宣伝している。かかる行為は、たとえ会社の団体交渉拒否等に対する抗議を目的とするものであっても、組合活動としては行き過ぎであり、B 9夫人が、かかる組合の行為に対して憤りを抱いたとしても無理からぬことである。

しかしながら、手紙の文面を全体としてみると、A 4の言動を非難しながら組合の方針を批判し、A 4の父母がA 4を組合から離脱させるよう働きかけることを暗に促していると読み取れるものとなっている。

また、会社及びB 1顧問はB 9夫人の手紙に関与していないとする主張についてみると、前記第1の4認定のとおり、B 9夫人の手紙にはA 4の会社内での言動、組合の状況などが書かれていること、会社の社員住所録には本籍地までは記載されていないのにB 9夫人はA 4の本籍地あてに手紙を出していることからみて、会社ないしB 1顧問が関与していないとする会社の主張は採用できない。

以上のとおり、本件B 9夫人の手紙は、組合の自宅抗議行動に対する抗議にとどまらず、

A 4を組合から脱退ないし離反させる目的をもって、B 1顧問がB 9夫人にA 4の両親あてに書かせたものとみるのが相当である。よって、これを不当労働行為であるとした初審判断は相当である。

3 B 1顧問の発言について

組合は、10月24日及び25日、B 1顧問がA 3分会長に対し、ビラまきを阻止するため、「撤回せんかったらどうなるかわかっているやろな」と言外に暴力を加える意思を示してA 3分会長を脅迫したことは、組合活動への支配介入行為であると、主張する。

しかし、前記第1の5の(2)及び(3)認定のとおり、10月24日及び25日、B 1顧問は、自らの顔写真が掲載され、労務ゴロ等と書かれているビラの修正ないし撤回を求めたものであり、また、B 1顧問がA 3分会長を脅迫してビラ配布を阻止した事実は認められないので、組合の上記主張は採用できない。

4 B 5部長の発言について

組合は、B 5部長がA 1に11月3日のストライキによる欠勤を、「無断欠勤扱いとする」等と発言したこと及びその発言に対してA 3分会長がB 5部長に電話で抗議した際に「賃金カットする」と発言したことは、いずれも慣行違反のいやがらせであり、組合活動に対する支配介入行為である、と主張する。

しかしながら、B 5部長が11月5日、A 1に対して行った発言は、前記第1の5の(5)認定のとおり、スト通告書をストライキの当日、別組合員である所長代行に手渡したこと等スト通告方法に問題がある旨述べたものであり、また、11月5日、A 3分会長に対して行った発言は前記第1の5の(6)認定のとおり、電話による抗議が20分ほどに及んだために注意したものと認められ、いずれも組合の主張は採用しがたく、不当労働行為とは認められない。

5 組合員に対するC 1らの暴力行為について

(1) 組合は、C 1らの会社内における組合員に対する暴力行為について、会社が、C 1らと共謀し、これを放置するなどしてC 1らに加担したことは不当労働行為である、と主張する。

昭和54年11月5日、C 1らが会社内で就業時間中、A 6、A 4及びA 1の3名に暴力をふるったことは、前記第1の5の(7)認定のとおりである。しかし、C 1らは、A 6ら組合員に謝罪文を書かせた直後に会社から引き揚げているところをみると、C 1らの行為は、前記第1の5の(4)認定のとおり組合が11月3日行ったC 1らの自宅周辺でのビラ配布に対して抗議し、謝罪を求めためA 6ら組合員を外に連れだそうとしたところ、これに応じない組合員らに対し暴力をふるうに至ったものとみるのが相当であり、会社がC 1らと共謀してC 1らに暴力行為を行わせたとまで認めることはできない。

また、前記第1の5の(7)認定のとおり、B 4常務、B 5部長らは、C 1らの暴力行為を目の前に見ていながら制止していないのは、C 1らの行為が組合員と別組合の上部団体の役員とのトラブルであるという状況からみて、会社がこれを制止しなかったことの当否はともかくとして、会社が組合弱体化を意図して、ことさらにC 1らの暴力行為を放置し、それに加担したものとまでみることはできない。

よって、本件C 1らの暴力行為について、会社が、C 1らと共謀し、これを放置するなどしてC 1らに加担したことが不当労働行為である、とする組合の主張は採用できな

い。

- (2) 組合は、上記(1)のC 1らの暴行によりA 6、A 4及びA 1の3名の組合員が負傷したので病欠勤務する旨連絡したA 5委員長に対し、B 5部長が「病欠扱いはしない」と答えたことは、従来、病欠欠勤届があれば無条件で病欠扱いとしてきた慣行に反するものであり、不当労働行為である、と主張する。

しかし、前記第1の5の(9)認定のとおり、B 5部長は、A 5委員長が、C 1テロ、リンチにより負傷したので病欠勤務する旨述べたことに対し、病欠として扱うかどうか検討すると答えたものである。しかも、会社は結果的に病欠欠勤扱いにしているのである。したがって、本件B 5部長の発言が、組合に対する支配介入行為であるとする組合の主張は採用しがたい。

- (3) 組合は、会社が、上記(2)の病欠欠勤届について結果としては病欠欠勤扱いとしたものの、「暴力を理由とした病欠」としなかったのは、会社がC 1らの暴力行為を隠ぺいしようとするものであって、組合に対する支配介入行為である、と主張する。

たしかに、前記第1の5の(9)認定のとおり、会社は、A 6、A 4、A 1それぞれの診断書が提出されているにもかかわらず、あえて賃金カットしたうえで、別途そのカット分を支給するという方法をとっており、かかる会社のとった措置は不可解であり、疑念が残る。しかし、会社は、組合員3名が角傷したことを示す診断書をもとにして病欠欠勤分の賃金を支払っており、本件会社の行為がC 1らの暴力行為を隠ぺいするためのものとは断定しがたく、組合に対する支配介入行為であるとする組合の主張は採用できない。

なお、組合は、本件救済申立て事項のすべてについて文書の手交並びに謝罪文の掲示を求めているが、本件救済としては、諸般の事情を考慮し、本件初審命令主文の救済で足りるものと判断する。

以上のとおり、本件再審申立てはいずれも理由がない。

よって、労働組合法第25条及び第27条並びに労働委員会規則第55条の規定に基づき主文のとおり命令する。

昭和59年4月18日

中央労働委員会
会長 平 田 富太郎